

平成 28 年度
第 3 回京都市歴史的景観の保全に関する検討会
議事録

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 20 日（火） 午前 10 時から正午まで
- 2 場 所 職員会館かもがわ 2 階 大会議室
- 3 委 員：板谷直子委員，井上和子委員，小浦久子委員，清水重敦委員，津田純一委員，
長澤香静委員，中嶋茂博委員，深町加津枝委員，前野芳子委員，
宗田好史副座長，門内輝行座長
事務局：杉浦都市計画局都市景観部長，山本景観政策課長，小山田風致保全課長，
上原景観政策課歴史的景観保全担当課長，
小嶋景観政策課都市デザイン担当課長，香水景観政策課歴史的景観保全係長
- 4 次 第
(1) 開会

(2) 議題
① 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の検討について
② 景観への影響が大きい建築計画等に対する対応策について

(3) 閉会
- 5 公開情報 傍聴者 4 人
報道関係 4 社

1 開会

ア 委員会の公開について報告

2 議題

(1) 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の検討について

ア 配付資料「1 『歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）』の考え方」「2 6
1 エリアからのサンプリングの事例」参考資料「1 個別カルテ」の内容を説明（京
都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

(2) 景観への影響が大きい建築計画等に対する対応策について

ア 配付資料「3 景観への影響が大きい建築計画等に対する対応策について」参考資
料「2 近景デザイン保全区域について」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座 長： ただいまの事務局からの説明に関して何かご意見・ご質問等がありますか。
資料1の9つの施策の中で<新>と書いてあるものは、今までの制度の充実等を
超えた新しい制度・手法を表しているわけですね。

事務局： はい。

委 員： 資料3でご説明があるかと思いますが、「事前協議」をお寺・神社とその地元
が受け入れる地ならしはどの程度しているのですか。一般的に、中高層条例等
によりマンションが建つ場合等には協議されているので、市民の皆さんも経験があ
ります。それから近年、地域景観づくり協議会が各地域で活動しています。数も
増えてきたのでパターンを見ると、町内会積み上げ型と、重伝建の周辺で発達し
ているもの、マンション反対運動からスタートして地域組織になっている所があ
ります。

このような京都の景観まちづくりとして長年積み重ねてきたものとは違う仕
組みを今回提起しようとしているように見えますが、今までお寺・神社の周りで
この種のことが全く起きなかったわけではない。本来、お寺なら檀家・檀家総代、
神社なら氏子・氏子総代の方達が明治時代から寺社とその周りの土地・建物を守
り、あるいは新しく作ってきました。それぞれの段階で、檀家・氏子の皆さんが
集まって、その都度協議しています。お寺は門前の皆さんにご協力いただいて文
化財レスキュー隊を作っている所もありますし、色んな形で交流している所もあ
る。清水寺のような大きなお寺は、夜間拝観や桜の季節は住民・商店街の皆さん
にご協力いただくようなこともあります。例えば、船岡山マンション問題では、
大徳寺が発言された時期もあります。

そうした流れの中で、この「事前協議制度」に「デザインレビュー」という言

葉が合うのかどうか。デザインをレビューすればいい話なのか、もう少し幅広く考えるべきことなのか、地域とお寺との関係をどう整理するのかということをご丁寧にやっていく必要があります。お寺によっても違うだろうし、神社はまた別の在り方がそれぞれある。景観政策として新たなルールをあえて作ることをご理解いただいて、傷つけないように上手く進めていくというところをもう少し丁寧に議論する必要があると思っています。

座長： 参考資料の個別カルテは事務局で仮に書いているだけで、具体的に地域との関係の中でどの手法がいいのかを選択していくと考えればよろしいですか。

事務局： どういう対応策がふさわしいかは、寺社にも相談させていただきながら、状況に応じて判断したいと思います。

座長： 非常に重要なご指摘ですが、補足はありますか？

委員： お寺にも色々な組織形態があります。例えば嵐山の天龍寺はこの15年間、京都市と嵐山の交通対策をされていますが、お寺としての意思決定と、教務総長・宗務総長等それぞれの立場の考えがあり、さらに天龍寺だけではない上位の意思決定が働くこともあるので、その辺は協議した上で進んでいく必要があります。

デザイン・景観という言葉が信仰の場にふさわしいかという議論もあります。まず信仰ありきなため、そこをどう考えるかに関しては配慮する必要があると思います。

座長： 関連してでも、また別の観点からでも結構ですが、いかがでしょうか。

委員： 近景デザインに関する取組については非常に評価できていると思っています。ただ、条例改正等も含めた制度化に向けた手続について、もう少し詳しく教えていただきたい。また、近景デザインと境内について考えた場合、境内地に新しく建造物を建てる時には事前協議等が必要ですね。今まで参道にマンションが建った例もありますし、寺院によっては境内に老人ホーム等の社会福祉事業の建物や学校を建てる場合もあります。これにも事前協議が行われるのか、教えていただけるとありがたいです。

事務局： 柱①②③に関連する具体的な施策をどのエリア・寺社に対して適用させていくかをまとめて、平成29年度に素案という形で市民の皆様と寺社関係者の方達等に周知、説明等を行い、いただいたご意見を踏まえて最終的に法的な手続に入っていきたいと考えています。自分の地域周辺の寺社でどんな対策が必要と述べられているかを住民が知らないということにならないように、特に丁寧に進めていきたいと考えています。

座長： 今のご質問は、「事前協議」について寺社エリアの境内で社会性・公共性の高い事業を行う場合と、エリア外でマンションが建つ場合等様々なケースが想定されますが、それに対してどう考えているかをお聞きしたいということかと思えます。

事務局： 議題2の中で「事前協議」の仕組みについてもご議論いただこうと思っ
ていたので、その説明も合わせて説明させていただいてもよろしいですか。

座長： それでも結構です。

事務局： (資料3, 参考資料2について説明・省略)

座長： 資料3の下部に<優良デザイン促進制度>というものがあります。これは私と
吉村篤一さんの2人で平成23年から5年ぐらい続けていますが、評判も良くて
結構な頻度で色々なケースを扱っています。形態基準にこだわるのではなく、本
当の機能や意味等があれば新しい形態を工夫しても良いのではないかというよ
うな議論を、設計者や建築主、市の担当者と一緒になって、対等の立場で行う機
会を設けています。

委員： 制度の話になっていますが、一番大事なものは歴史的景観とは何なのか、何を保
全するのかというところをまず共有することです。何を守って何が良くて何が
いけないのかという判断を皆で共有できていなければ、制度を作っても運用でき
ないと思います。今言われている歴史的景観には2つあります。資産そのものの歴
史性と、その歴史的資産の中を歩いたり立ち止まったりした時に見える、あるい
は建物の傍に行った時に見える風景があります。それらを合わせた歴史的なもの
を守ることが1つ目ですね。

そのために、資産としての歴史性を考えると、敷地内で何か計画がある時は協
議・調整しましょうとなるわけです。歴史的景観を守るという意味においては、
その資産内における色々な風景や眺め等をきちんと守っていかなければなら
ない。そこから見た時に変なものやよく分からないものが見えるようなことは避け
たいから、周辺で何かが起こる時には協議しましょうということですね。つまり、
歴史的景観を守るためには資産側も周辺もきちんと守らないといけないとい
うことですね。

眺めを守ることはとても難しいです。眺める側にいる人ではなく、そこから見
た相手側に規制をかけることになります。だから、眺める場所の価値、その場所
の歴史的資産の価値を高めるために、周辺の方に規制をかけるというのが眺望景
観保全の一番大きな問題です。町並みであれば皆が一緒になってルールを守れば
その地域が良くなるため割と共有感が得やすいですが、眺めの場合は資産の価値
を高めるために周辺に規制をかけることになるため、比較的共有感が得にくい
と言われています。そのため、ここはお寺・神社と周辺の人達が一緒に住んでいる
町であること、また、お寺・神社が同じ環境なんだということもまず共有でき
ないとなかなか難しいと制度論的に理解しています。守っていく・大事にしていく
ことを寺社と地域の人達が共有できていれば、近景デザインの規制をかけるとい
うのはとても素直な選択肢だと思います。その時の制度を「デザインレビュー」

というのは言葉の問題であり、地域の歴史的景観を守るための協議だということ
が伝われば良い。デザインレビューという規制に対するレビューのような話にな
りがちですが、ここで実践しようとしていることは価値のレビューで、歴史的
景観の価値を守ろうとすると、どんな配慮をしなければいけないかということ
を共有するということですね。

景観地区を指定している限り、この制度しかできないとなれば、認定は行政処
分ですから、処分に関わる判断を事前にはできないので配慮事項という
概念の協議しかできません。だからこれは正しいプロセスだと思います。ただ、
このイメージフロー図の中で1つだけ抜けているのは、景観法に基づく認定申請
等が出た後の認定か不認定かの分岐点です。それがないと、配慮事項の効果・意
味を社会化できないと思います。認定するかしないかは別問題として、そこはき
ちんとしておいた方がいいと思います。

歴史的景観の保全というのは2つの視点があつて、資産を守ることと、その資
産を守るために周りの人達と一緒に景観ルールを作らなければいけないという
ことが共有されているのか、それを前提にした制度の議論なのかということがま
ず1点。そうであれば、中に対する協議と外に対する協議が発生するのは必然で
す。次に、そこで何を協議するかという価値の協議についての配慮事項をどうい
う項目で考えているのか、それを受けて申請を出した時には認定・不認定が発生
する。そうした基本的なところを共有できているのかを確認しておきたいと思
います。

座 長： 問題を整理していただきました。内から外、外から内を見るという相互作用を
含めて一体の場として考える。眺望景観と一緒に、受益者と受苦者がずれてしま
うので一体の場を形成できるかどうか。これは委員が最初に質問されていたこと
だと思います。

委 員： 私の発言の趣旨は、この協議の場に資産側である社寺がどう関わるのかとい
うのが最大のポイントで、そもそも社寺側はそれを望んでいるかということです。
社寺とその周辺住民の間関係は多様です。世界遺産に登録されている社寺の連
絡会議等があり、京都は「明日の京都 文化遺産プラットフォーム」のような組織
が活動していますので、この制度を作るに当たっては一度そうした所と丁寧に協
議を重ねてはどうかと思います。何百年にわたって主体的に資産を守ってこられ
た方々ですから、行政との関わりもどのような形が良いかという議論を踏まえて、
個々のお寺はどういう協力ができるかということを探り合えるのではないかと
思います。

委 員： 確かにお寺ごとに、地域との関係や氏子・檀家との関係も様々だと思いますの
で、そうしたところを丁寧にやるべきというご指摘はその通りだと思います。つ
まり、地域性そのものがそれぞれ異なるということですね。

委員： 柱②の右側，支援⑥「景観重要建造物，景観重要樹木の指定の拡充」について，事務局から景観重要建造物という話がありましたが，良好な景観にしていくためにどういうことを考えているかをお聞きしたいです。

事務局： 平成26年度からこの検討を始めていますが，やはり規制だけでは守っていきません。今まで歴史的資産を支援する手法としては文化財の指定に伴う補助等しかなかったのですが，景観的にも重要と考えられる歴史的資産，寺社等については景観重要建造物の制度を使うことで支援を拡充していきたいと思っています。歴史的資産だけではなく，それと一体となって景観を作っている樹木や京町家・社家等も群として歴史的に大切だと位置付けることで，重点的・優先的に指定を拡充したいと考えています。

座長： 今，樹木の指定はないですね。

事務局： 今はありません。

委員： 歴史的資産というどうしても特定の建物になりがちです。資料には地形や自然景観が言葉としては書いてありますが，その関係性を理解できるような図面・写真はあまりないです。せめて重要な樹木は指定しようと言ってもまだ指定が1本もなく，保存樹の制度にもつながっていません。歴史的と言っても川等の自然の要素との関係性にまで議論が深まっていないので，それらを一体として捉えていくことがとても大事だと思います。

個別カルテも構想段階ということですが，色々な視点から価値を見直し，共通理解にするということであれば，例えば江戸時代の名所図会や明治から昭和初期の絵葉書など，視覚的にここがどういう場所だったのかを共有できる色んな材料があると思います。自然の角度からも，例えば，地形や水の流れがどうなっていて，ここにこんな樹林地があるのかということが分かれば，葵祭等の行事に使われてきたこととも関連づけられるので，そういう部分をもう少し充実させるなど，個別カルテを作る際に視点を多様にすると思います。

座長： 第2回検討会では学習・教育の問題が随分議論になりました。「<新>情報の共有・発信」というのはその辺に関わっていると思います。昨年までの検討会には様々な時代の地図なども集めた厚い資料が作成されていました。おそらくメディアを色々使っていくことになると思いますが，共有・発信の具体的なイメージはまだこれからなのでしょうか。

事務局： 委員が言われたような情報も充実させていきたいと思っています。市役所から一方的に情報発信するだけではなく，住民の方や寺社からも情報を発信していただいて双方向で共有できるようなプラットフォームを整備して，様々な人が関わっていただける仕組みが大事だと考えています。

委員： 委員のご指摘の通り，周辺の方々と価値を共有することが非常に重要です。そ

ういうことに役立つものをこの中から探すとするれば、⑨「地域景観づくり協議会制度等の推進」だと思います。地域が培ってきた歴史や価値を共有していくことに非常に有効な組織として働くと思いますが、この組織は一種のステークホルダーとして成長していく可能性があると思います。そうすると、規制がかかる際も、そこに歴史的な文化財があるから我々が規制を受けるではないかというようなネガティブな話になるのではなく、歴史的景観を守るということを基にして地域のまちづくりを進めていくことにもつながっていきますので、規制を強めるというのは非常に重要だと思います。

次に、資料3の〈景観アドバイザーによる協議〉のフロー図を見ると、事前協議の中に準備組織的なものはありません。他の審議会では、まちの中の位置づけではなく全国一律の基準に適応しているかという話になり、その地域でどうあるべきかという議論がどうしても抜けがちになってしまいます。他に類を見ない資産・歴史・文化を持っている京都ならではの事前協議のあり方が協議されるべきではないかというのが2点目です。

専門家派遣制度については、まちづくりでも一緒に走ってくれる専門家がいると非常に役立つのではないかと思うので、そちらにも広げていけたらいいのではないかという提案が3点目です。

事務局： 地域景観づくり協議会制度がある所は全て地域景観づくり計画をまとめています。その地域で大切にしたいことを、その地域の歴史も踏まえながら地域の方々がまとめているというベースがあります。今回提案している事前協議制度とどういう関係にするかは難しいのですが、事業者には地域と十分に協議していただいて、協議会制度はこれからも充実させていただきたいと考えています。

色々な規制の充実や支援策、景観づくりに関して行政だけでできることは本当に限られていて、色々な専門家やまちづくりを支援していただく方のご協力が欠かせないと思っています。この「事前協議制度」でアドバイスしていただく専門家の他、支援策としては大切な建物をどう守ってどう活用するかということについても知識が必要なので、大工さん等の専門家も大切だと考えています。景観づくりについては一緒に走っていただける方も必要だと思いますので、色んな職能・専門家に関わっていただきながら総合的に進めたいと考えています。

座長： エリア全体をマネジメントしていくというか、歴史的な風致をどう守っていくかという、主体形成に関わる問題とか色々あると思います。この辺を総合的にマネージしていくとしても誰かが全体を見てオペレートしていかなければいけないという問題もあると思いました。

委員： 500mの範囲の線引きを見て、やはりこうなってしまったかと思っています。寺社と周辺との関係ですが、500mのラインで切ることについては寺社からの眺め以外には全く意味がないので、地域性のまとまりのない線を新たに引くこと

になりますね。これは眺めの規制の意味でも障壁があることですが、柱②③については、まとまりのないラインを新たに引いて、その中で施策を打っていくという感じに読めてしまうので、それはあまり現実的ではないと思います。ではどうするかというところが難しいですが、地域的まとまりは当然ありますし、既に美観地区・風致地区の指定範囲がありますから、500mの範囲とこれまで既に引かれている線を上手く重ねることによって、新たな手間をかけずに今回の規制の範囲として提案されるなど、500mを基にしなから少し付け足すような範囲もあり得るのではないかと思います。

新しく500mで引かれた線に、地域的なまとまりの意味を付加する必要があるのではないかと思います。

事務局： 元になるコミュニティや、歴史的な資産を取り巻いて一緒に大切にしていこうというふうに、柱①②③を合わせて取り組んでいけるのがベストだと思っています。その意味では、歴史的資産を大切にしたいので、この範囲では何か手続きをしてもらおうということと、一緒になってまちづくりを進めようという範囲が合致した方が理想的だとは思っています。

委員： だから、きちんとお寺・神社と相談する必要があるということです。まずは、この地域がお寺や神社を中心にどうなっているかを聞いてこないといけないし、協議も何も始まらない。例えば、色々な文化や歴史を勉強しながら、20年近く景観まちづくりセンターも頑張ってきましたが、結局、文化財や歴史の専門家がまちづくりの協議の中に入ってくることはありませんでした。文化市民局と都市計画局が一緒になってうまくいっている取組も少ないので、実質的にはかなり難しいと思いますし、それをまた地域レベルで具体的にしていくのもとても難しいことです。時間をかけて協議しながらやっていけば良いでしょうが、後からできたコミュニティではなく元々あったコミュニティを大切にすることがとても大事です。

先ほど話題に出ていた情報発信についても、本来だったら暗黙の了解で、下鴨神社の社域ということは分かるが、ここ20～30年の間に住み始めた人にはその情報が伝わっていません。その人達に神域だということをどう伝えるかです。不動産取引をする時の重要事項説明責任のレベルではなく、京都らしい文化的なところで深めていくことができないでしょうか。

上賀茂地区の重伝建では「明神川を守る会」や、祇園新橋や清水の門前でも様々な組織が数十年の間にできてきて、昔のコミュニティを取り戻しながらまちづくり活動をする中で、新しく、それを守る団体として景観づくりに貢献しています。そういう団体がそれぞれの所があればいいわけです。そのうちのいくつかは地域景観づくり協議会になっていますが、そうでないものもまだまだあります。

座長： 私もまちづくりをしていますが、氏子の組織が学区の真ん中で引かれて分か

れているとか色々ありますからね。

委員： 社寺の成り立ちの由来はそれぞれに違います。建造物にしても、篤志家とか権力者みたいな特殊な人が特定の目的を持って建てたお寺もあれば、勧進に回って多くの人の浄財を集めてできたお寺もあるし、一般大衆の信仰を集めた神社、あるいは地域の守り神としての神社もあります。それぞれの目的が違うので、社寺に求められる景観等も違ってきているのではないのでしょうか。例えば、光・音を嫌がるお寺もあれば、逆にどこからでも大勢来てくださいという神社もあります。そういう方々が求める景観は自ずと違ってくるし、規制のあり方も変わってくると思います。例えば④の擁壁や駐車場に関する規制でも、駐車場はあった方が良く所と駐車場なんてもってのほかだ、来てほしくないという所もあると思います。また、その地域が求められているものも違います。

先ほど500mの線は意味がないというお話がありましたが、私もそう思います。例えば伊勢神宮のおかげ横丁は、私のような経済人から見ると1つの規制の中にある開発事例のように思います。のおかげ横丁があれだけ賑わうことによって、伊勢神宮そのものの景観は害していないが、500mも離れていない傍にあのような施設が現実に成り立っていて、規制があるがゆえに発展できています。開発とか地域活性化をどこかに含んでいないと、規制ばかりが出てくるような気がします。

私達は、何百年か経ったものにしか価値を認めないのか、今できたものに価値はないのか、というところも少し考える必要があるのではないのでしょうか。それが守るべき風景の景観の中で本当に違和感を持たれるものなのかということについて、どこかに少し風穴があっても良いのではないかという気がします。どの項目もどちらかという守りの規制の方になっている気がします。これは様々な法律が絡み合っているので、それで守られるという話ではなく、祭りのあり方や祭りのためにこんな収蔵庫が必要になるといった、もっと前向きな地域活性も合わせて出てくるだろうし、地域の願いと社寺の願いとの距離感を縮められるような部分を今後どこかに入れていただけたらと思います。

事務局： 資料に見えているのは規制ということになりますが、柱③の景観づくりの推進という意味では、単に景観のためということではなく、その地域の資産を生かして地域の価値をより高める中で、景観についても一緒に考えていただくものと考えています。

委員： おっしゃるように、景観は規制ではないと思っています。私は景観に対して規制という言葉を使わないようにしていますが、それは地域で決めるルール作りだと思っているからです。京都で一番すごいと思うところは、今でこそ歴史的都市と言われていますが、何百年・何千年もの間ずっと新しい文化と新しい技術を生み出してきた先端都市だったわけで、次の先端を生み出していくことは絶対に大

事だと思っています。京都は一度も「保存」を目標に景観条例を作っていません。それが京都のとても良いところだと大きく評価しています。

しかし、何を守るかといった時に、歴史的な文脈など、皆が共有している生活の作法的なことは、地形が変わらないのと同じように積み重ねてきたものとして大事にしていくことが必要で、それが景観という目に見えるものに置き換えると何か、というのがルール作りだと思います。だから商売もすべきだし、建替えるのも当然だと思います。ただ、どんな風にその場所の歴史的価値を次の世代に伝え得るかは考えるところです。

500mラインについては、地域性に意味のあるまとまりが別段あると思いますが、見え方でいうとこれも1つのラインかなというのもあって、どの範囲で協議をするかというルール作りの手掛かりだと思います。もし京都市が保存だと思っているならそれは大きな間違いだと思います。この議論においては、歴史的価値をどうやって次の世代に生きて伝えていくかがとても大事な論点だと考えています。

座長： 守るべきものがあって、継承していく制度があるから逆にクリエイションが生まれるのが京都です。本当のクリエイティビティというのは、制約のないところにはないので、制約がむしろ新しいものを生み出していくということがあると思います。500mというのは見え方の問題もあるし、人間が無理なく歩ける距離でもあるので、ある程度の目安として臨機応変に伸縮するぐらいに考えていくような制度設計をしてもらえればと思います。

委員： 私は、歴史的景観は一度潰してしまうと二度と作り直せないから大切にしなければいけない、そこでどういう風に保全しようかというのが重要な問題として捉えられていると思っています。

委員が言われたように、京都は保存とは言わずに「伝統と創生」という言葉がすぐに出てきます。伝統を守った上で次をどう作るかというのが京都の今までやってきたことでもあり、アイデンティティの存在するところでもあるという認識は一般的に持たれていると思います。作り変えられないから守らなければいけないという部分と、何が何でも保存しなければならないところは区別して考える必要があって、その中に大きな神社仏閣を中心とする景観があればそれを中心とする生活文化が廃れないようにしなければならないというのが議論で上がってくると理解しています。

そこに創生とか、未来へどうつなげていくかというつながりをどう考えるのかをある程度見えるようにしておかないと、誤解されてしまうと思います。単に古いから守らなければいけないとか、古いものを壊してはいけないとか、何が何でも守らなければいけないという一辺倒で強制力が入るものではなく、それを土台にしてどのように次に持っていくかです。それを大事にするから京都の都市格が

高められて都市の価値が上がり、より付加価値の高い産業や経済活動ができるという未来像があります。どんな素晴らしい京都ができるのかという未来像は何らかの形で共有すべきです。それが共有できれば、産業界も経済界も規制と言わなくても当然なる自主規制があり、そこから良い発想の下で発展というアイデアも出てくるのかなと思います。

経済や産業に関する意見をもし求められるならば、守ることではなく、「これをベースにして、こういう町にするために産業界・経済界はもっと知恵を出せ」と言っただけだと有難いです。私は経済界代表でもありませんが、そういう風に言っただけだと、相反する利害対立する活動ではなく一緒にやってみましょうという活動につなげていけるかだと思います。そうでないと、発展や創造にすごく規制がかけられて見動きが取れなくなるようなイメージが先行してしまいそうで、それはあまり有難くないことだと思います。

座長： 全体の歴史的景観とは何かという問題や、将来ビジョンというものを忘れて個別の施策に入ってしまうと、何をやっているのか分からなくなるので、その辺を忘れないようにしていきたいと思います。

委員： 結局、こういう問題の前に精神論だと思います。景観アドバイザーの方が全部正しいとは思えないし、その人が言ったからそれで決まるのもおかしい話です。その人達がきちんと神社の神道や仏教のことを分かって発言してくれれば良いのですが、景観のことだけを言われると、我々としてはあまり良く思いません。

精神論的に言うと、お寺と神社に共通しているのは「祓い」です。私達は神社に行ってお祓いをしてからお祈りをします。祓いをするから祈れるのです。神社もお寺も祓いをして祈りが叶う、だから意味があるのです。伊勢神宮に行くと、宇治橋を渡って御正宮まで800mあります。あそこになぜ砂利が敷いてあるかというと、砂利を踏むことが祓いになるのです。だから参道が必要なのです。それなのに梨木神社は参道にマンションを建ててしまいました。参拝者のために参道があるのに、そこに建物を建てるのはおかしいです。下鴨神社は参道を拡張されますが、横の駐車場から糺の森を歩いて来られるようにするための整備だったので、それに意味があるのです。意味があるということを考えてほしいというのが1つです。

景観についても、吉田神社の参道の横に幼稚園がありますが、あれを景観が悪いと思われませんか。戦後、神社もお寺も保育園や幼稚園を作りました。戦後、生きていくためにお母さんも働かなくてはならず、その時に子どもを神社やお寺に預けたので、そこに保育園・幼稚園ができたのです。今、必要なものを考えると、待機児童がいて、老人ホームが必要で、神社の境内が空いているから老人ホームや子どもを預ける施設を作ったり、土地を貸したりします。必要なことだったら、条件が合えば建てれば良いと思いませんか。それを景観が悪いからという理由で

禁止されるのはおかしいです。その時代の価値観によって、50年後には普通だ
と思うかもしれません。そういう議論の余裕は作っておいていただきたいです。
我々とすれば守らなければいけないルールは守りますが、景観という理由で制御
されると嫌だなと思います。

座長： 景観の定義の問題で、見えがかりだけではなく、幼稚園が必要になっているの
も景観だと考えた方が良くと思います。見えがかりや美観的なことだけを言っ
ているのではないわけで、そういう本質的な機能等があって初めて景観だと思いま
す。その辺もアドバイザーは気をつけないといけません。

委員： おっしゃる通りです。参道の意味はきちんと宗教的な理解がなされての部分で
すから、梨木神社についてはマンションが景観上悪くなかったとしても、御所の
傍ですし、尚且つ参道の意味から考えると如何なものかという思いは、やはりあ
ります。その中で、近景デザイン等への取組は大事ですし、この方向性も大変素
晴らしいと思っています。

寺社の境内地については、法人に売ってしまうところも実際ありました。今は
バブルが収まって非常に静かですが、過去にはそういうこともありましたし、一
部を梨木神社のように売り払ってしまうお寺もありました。今回こういうことが
発端で2年ほど議論されていますが、委員が言われたように、地域の人達にお使
いいただいている寺の境内地に何かを建てようとするれば、様々な歴史的なもの
踏まえて、これは住民の共有の場だからそんなものを建てるなど逆に住民から言
われる場合も実際にあります。

これはそれぞれの寺社を預かる人の資質の問題もあります。檀家だけに縛られ
て地域の人との交流がないのではないかという御意見については、我々は大変な
中で農地解放やら様々な部分を経て、尚且つ社会福祉・学校等様々な部分に場所
を提供してきた中で、寺社の公共性という意味では非常に地域に貢献してきた歴
史はあると思っています。ただ現実には、美しい塀の中に大きな施設が建ってしま
っているお寺もあります。

景観アドバイザーがどうおっしゃるのかはまた別な話だと思いますが、境内地
については幼稚園も学校も既にありますので、それらに関して建替えの時に、届
出制の中で制度化については協議すべきことがあると思います。ただもう一方で、
境内外の近景デザインについては非常に喜んでいる部分もあります。お寺の真横
にも沢山建っていますから、そういうものについてこれから十分協議がなされる
ことは非常に歓迎しています。

30年前に景観問題に取り組み始めてからここまで景観についてお考えいた
だく場ができたことは大変喜んでます。梨木神社の問題が発端という部分に関
しては、いきなり境内地に足を踏み入れることになりますので、寺社の歴史性や
成り立ち等も考えながら議論を深めていきたいと思っています。

委員： 景観に関する情報の共有についての皆さんの御意見はすごく良いお話だと思いました。町の歴史等を様々な場面で使っていけたら良いと思っています。京都では、何かを建てたり売買したりする京都以外の方が非常に多く、関東の方やアメリカ、北欧の方も売り買いの場に出てくると聞いています。色々な方が関わる中で歴史的な情報を知りたがっていると思います。

京都市の都市計画の情報を調べる時に住所を検索するのですが、規制のことしか出てきません。どういう景観条例がかかっているかは出てきますが、その中に歴史的なことも出てくると、より紹介しやすいと思います。全部は難しいとは思いますが、ピックアップしたいいくつかの所から広げていくのであれば、現実的に普段の中で使える情報になっていくのではないかと思います。

座長： お寺・神社の景観の問題も、小学校からきちんと学習する機会があるのはとても効果のあることだと思います。前回より大分整理されていて、施策も一応リストアップされてきたように思いますが、逆に今度それらをどういうふうに総合して、実際に運用していくためには、もっと前提になる大きな方向性をきちんと明確にしないと、道具の上に道具が重なっただけになってしまうことになると思います。その辺の課題も逆に浮き彫りになってきたかと思います。

色々議論が出ましたが、本日の議題はこれで終えたいと思います。本日も数々のご意見が出てきましたので、事務局におかれましては、これを参考にして進めていただければと思います。

それでは議事の進行について事務局にお返しします。

事務局： 座長，議事の進行どうもありがとうございました。また，委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき，貴重なご意見を頂戴して誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第3回検討会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

－ 了 －